



# 市長選挙

2012. 2. 5

## 市政ニュース



# 島村 穰氏が再選

### 4年間を振り返って

このたびの市長選挙で多くの市民の皆さんから信託を頂き、引き続き上尾市政を担わせていただくことになりました。

私は平成20年2月の市長就任以来、「上尾が輝る8つのキラリ☆」をマニフェストに掲げ、4年間にわたり積極的に各種施策を展開してまいりました。特に市民サービスの向上を最重要課題と位置付け、経営感覚とスピード感を意識しながら、市民の皆さんが真に求める行政運営に全力で取り組み、JR上尾・北上尾駅のバリアフリー化改修工事をはじめ、中学校卒業までのことも医療費無料化、NPO法人(民間非営利団体)や市民活動を推進する「市民活動支援センター」の新設など多くの事業を実施することができました。

一方で、行政のスリム化と透明化を進め、市長交際費の3割削減はもちろん、職員数の削減により累計約45億円に上る人件費の減額を行いました。結果、市債(借金)残高の約60

笑顔きらめく

ほっとくなまちを目指して

億円を削減するとともに、平成23年度の主要3基金(貯金)の残高は、過去15年間で最高となる約45億円が確保される見込みになりました。これも市民の皆さんのご理解とご協力によるものと、心から感謝を申し上げます。



4自治体・24民間団体と防災協定などを締結

### 上尾が輝る8つのキラリ☆ パート2

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災から、早くも1年が経過しようとしています。従来の想定を大きく超え、かつて経験したことの

## 市長選挙開票結果

任期満了(2月17日)に伴う上尾市長選挙は、2月5日午前7時から市内40カ所の投票所で一斉に投票が行われました。同日午後9時から行われた即日開票の結果、島村穰氏が再選されました。

開票結果は表1のとおりで、当日の有権者数・投票者数・投票率は表2のとおりです。

【表1】開票結果 (得票順・敬称略)

候補者氏名	党派	得票数
当 島村 穰	無所属	33,872
武藤 政春	無所属	15,233
尾花 正明	無所属	11,556
西田 米藏	無所属	3,999

【表2】投票結果

	当日有権者数	投票者数	投票率
男	90,208人	32,380人	35.89%
女	91,189人	33,157人	36.36%
計	181,397人	65,537人	36.13% (前回34.81%)

- 有効投票…………… 64,660票
- 無効投票…………… 874票
- 不受理・持帰りと思われる票 …… 3票



略歴

島村 穰 (しまむら みのる)

昭和38年4月上尾市役所に入庁し、約40年間市職員として勤務。平成15年12月上尾市議会議員に初当選。建設水道常任委員会副委員長、決算特別委員会委員長などを歴任。平成20年2月上尾市長に初当選。

昭和19年8月1日生まれ、67歳。座右の銘は「誠心誠意」。住所は大字上1296番地。

ない「新災」となった大震災は、私たちの防災に対する意識を大きく変えました。

私は2期目に当たり、市民の皆さんとの約束である新たなマニフェスト「上尾が輝く8つのキラリ☆パート2」を掲げさせていただきました。

市役所の透明化と財政健全化から始まる39項目のマニフェストは、全ては安心・安全な暮らしのための施策であり、大震災から学んだ多くの教訓を、これからのまちづくりにも有効に生かしていくための指針と考えております。

先行きの不透明な日本経済において、何よりも優先しなければならぬのは市民の皆さんの生活です。私は新マニフェストを基に、行政サービスに掛かる経費を明らかにし、民間の発想と創意工夫を取り入れながら、経費削減と並行してサービス向上に努めます。

また上尾市の活性化とさらなるにぎわいを創出するため、市産業振興計画の策定をはじめ、商業・工業・農業・観光が連携した魅力ある「上尾ブランド」の開発にも全力を尽くす所存です。

市民の皆さんと共に

平成20年の市長就任から進めた行政改革は、さらなる飛躍の時を迎えています。この改革の火を消すことなく、今後も「笑顔さらめくほっと」なまち「あげお」実現のため、市民の皆さんと共に着実に前へと進んでいくよう、誠心誠意、行政のかじ取りに全力を傾注してまいります。

結びに、市民の皆さんのますますのご健勝とご多幸を心より祈念申し上げますと致します。

歴代の市長

(敬称略)

氏名	任期
下里 金太郎	昭和30年2月13日 ~ 昭和38年2月12日
斎藤 一布	昭和38年2月13日 ~ 昭和43年1月2日
下里 光徳 (金太郎)	昭和43年2月18日 ~ 昭和47年2月17日
友光 恒	昭和47年2月18日 ~ 昭和63年2月17日
荒井 松司	昭和63年2月18日 ~ 平成8年2月17日
新井 弘治	平成8年2月18日 ~ 平成20年2月17日
島村 穰	平成20年2月18日 ~



次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願っています(学校訪問で)



身近な放射線量を測定できます！

# 放射線測定器の貸し出しを開始

市では、学校や保育所をはじめとする市の施設を中心に継続的に空間放射線量を測定していますが、今後、市民の皆さんが身近な生活環境の放射線量を知るための、放射線測定器を無料で貸し出します。

⇒生活環境課 ☎775-6940  
FAX775-9927



イメージ写真

予約受け付けは3月8日(木)午前8時30分から

希望する人は、事前に電話で予約してください。貸出時に申請者本人の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

- ▶対象 市内に在住する20歳以上の人
- ▶貸し出し台数 1回につき1人1台
- ▶予約開始 3月8日(木)午前8時30分～
- ▶予約受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ▶貸し出し開始 3月12日(月)午前9時～
- ▶貸出期間 表1参照

【表1】

利用日	貸出時間	返却時間
月～金曜日	午前9時	午後4時
土・日曜日	金曜日の午後4～5時	月曜日の午前8時30分～9時
祝日	前開庁日の午後4～5時	翌開庁日の午前8時30分～9時

※1回の予約で1日単位の貸し出しです(土・日曜日、祝日の貸し出しは例外)。

▶貸出場所 生活環境課(市役所4階)、各支所・出張所 ※各窓口に2台配置しています。

▶手続きの流れ ①貸し出しを希望する窓口(表2参照)に電話で予約する(先着順)。 ※予約受け付けは申し込み月の翌々月の末日までです(例/3月中の申し込みで5月末日まで予約可)。

【表2】

予約・貸出窓口	電話番号
市役所(生活環境課)	775-6940
平方支所	725-2004
原市支所	721-1604
大石支所	725-1079
上平支所	771-2315
大谷支所	781-0121
尾山台出張所	721-3005
上尾駅出張所	773-0666

②貸し出し当日、予約した窓口で「放射線測定器貸出申請書」に記入する。その時に運転免許証、健康保険証などの本人が確認できる物を提示する③貸し出しを受けた窓口に指定の時間までに返却する。

▶貸し出し機器 HORIBA 環境放射線モニタPA-1000 Radi(シンチレーション式)

▶注意事項 空間放射線量を測定する機器のため、食品や土壌などに含まれる放射性物質は測定できません。

測定器の使用は市内に限り、申請者以外の方が管理する土地・建物の測定は事前に了承を得てください。過失による故障や紛失した場合は、申請者の責任で弁償になる場合があります。







5月12日(土)  
上演



# 上尾お笑い祭り



吉本興業  
創業100周年

⇒文化センター

TEL 774-2951

FAX 774-2955



FUJIWARA



COWCOW



トータルテンボス



もう中学生



佐久間一行

## テレビでおなじみの吉本興業 所属タレントによるお笑い祭りを開催

▶とき 5月12日(土)午後6時30分～(6時開場)

▶ところ 文化センター大ホール

▶出演 FUJIWARA、COWCOW、トータルテンボス、もう中学生、佐久間一行 他

▶前売り券 販売期間/3月17日(土)～5月11日(金)(売り切れ次第終了) 販売場所/文化センター、コミュニティセンター、チケットよしもと、チケットぴあ、ローソンチケット、イープラス

※3月3日(土)午前9時から文化センター窓口、午前10時からチケットよしもとで先行販売します。

▶料金 前売り3,500円、当日4千円

※全席指定です。

※5歳以上有料、4歳以下で保護者の膝上に座るときは無料、座席が必要な場合は有料です。

※当日券は、文化センターだけで販売します。

※駐車台数に限りがありますので、なるべく公共の交通機関を利用してください。

※都合により出演者が変更になる場合があります。

▶主催 (財)市地域振興公社

## 軽自動車の登録・廃車手続きはお早めに

⇒市民税課 (☎775-5130・☎775-9846)

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録している所有者に課せられます。譲渡、解体、盗難などで軽自動車やバイクなどをすでに所有していない場合や所有者が死亡した場合も、正しい手続きをしていないと課税の対象になりますので、早めに手続きをしてください。

転入した人で、上尾市のナンバープレートに変更していないバイク(125cc以下)の所有者は、市民税課(市役所2階)でナンバープレートの交付を受けてください。手続きは下表のとおりです。

### ●名義変更、廃車、他市ナンバー交換

車種	必要な物		手続きの場所
	名義変更	廃車 他市ナンバー交換(転入)	
125cc以下のバイク	官公署が発行する、本人確認のできる証明書で写真貼付の物(運転免許証など)	所有者の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	市民税課(市役所2階)
	新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書、譲渡証明書		

※代理人が申請する場合は、上記に加えて代理人の印鑑と本人確認のできる証明書(運転免許証など)、所有者からの委任状が必要です。

※125ccを超えるバイクは埼玉運輸支局(☎050-5540-2026・☎624-1028)、軽自動車(三・四輪)は軽自動車検査協会埼玉事務所(☎725-2626・☎726-5066)へ問い合わせてください。

▼補助金額 義務教育小学校に相当に記載されている人

▼対象 市内に在住し、公立義務教育諸学校に在籍せず、外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者のうち、外国人登録原票か住民基本台帳に記載されている人

▼対象 市内に在住し、公立義務教育諸学校に在籍せず、外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者のうち、外国人登録原票か住民基本台帳に記載されている人

▼補助金額 義務教育小学校に相当に記載されている人

義務教育相当年齢の児童・生徒を教育する外国人学校に在籍している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。

外国人学校に通学している  
児童・生徒の保護者に  
補助金を交付

学務課 ☎775-96004  
☎775-56633

する学齢期の児童1人につき月額3千円、義務教育中学校に相当する学齢期の生徒1人につき月額5千円

▼申し込み 4月以降に、申請書(学務課(市役所7階)にある)と学校の在学証明書(市ホームページからダウンロード可)を学務課へ

▼申請期間 直接/4月2日(月)～27日(金)、郵送/4月30日(振休)まで(当日消印有効)に学務課(〒362-8501本町3-1-1)へ

※外国人学校とは、学校教育法の規定に基づき認可を受けた各種学校のうち、法に定める義務教育相当年齢の、主に外国の国籍を有する児童・生徒を教育するものです。



## 「公有地の拡大の推進に関する法律」の権限移譲

開発指導課

☎775-8194  
☎775-9872

「公有地の拡大の推進に関する法律」第4条に基づく届出及び同法第5条に基づく申出の事務が、4月1日(日)に県から市に権限移譲されます。また届出などの対象になる土地の面積を「100平方メートル」から「200平方メートル」に変更します。

市の受付窓口は「開発指導課」から「まちづくり計画課」に変更します。

## ■公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出など

土地の所有者が、都市計画施設の区域内または都市計画区域内の一定規模以上の土地を有償譲渡するとき、届け出などを行う必要があります。

## 親子野菜作り教室(ジャガイモ)で農業体験しませんか

農政課

☎775-7384  
☎775-9872

▼とき 3月24日(土)午前9時～

▼ところ 市民農園「アグリプラザ平塚」(平塚1516)

▼内容 親子でジャガイモの種芋を植え付け、夏に収穫する

▼対象 市内に在住の小学生と家族  
▼定員 20家族(応募家族多数の場合)

合は抽選)

▼参加費 1人20円(保険料)

▼申し込み 往復はがきに教室名、住所、氏名、学校名、学年、電話番号、参加人数を記入して、3月12日(月)まで(必着)に農政課(〒362-18501本町3-1-1)へ



昨年の親子野菜作り教室

## 70～74歳の人の医療費自己負担を据え置きに

保険年金課

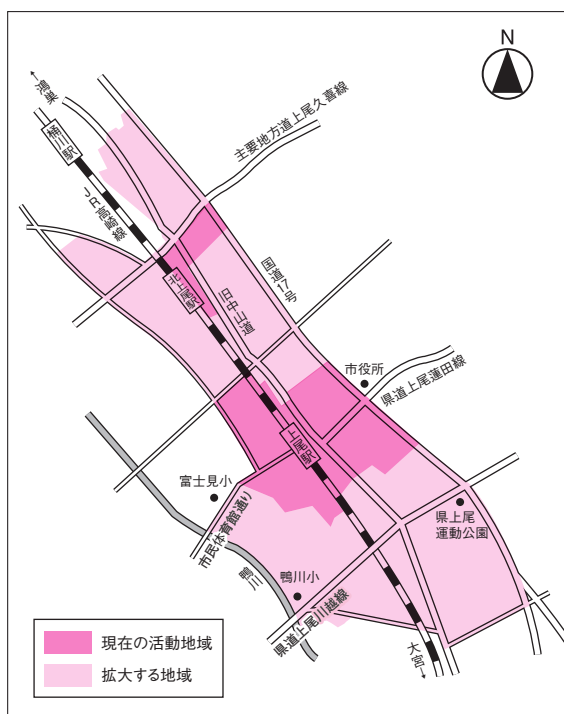
☎775-5136  
☎775-9827

国民健康保険制度の改正で70～74歳の国民健康保険(国保)加入者のうち、医療費の自己負担が現在1割の人は、2割に引き上げることになっていましたが、国の特別対策による凍結期間が1年間延長されたため、平成25年3月まで1割のまま据え置きます。

※現役並み所得がある人(市・県民

# 駐車監視員の活動地域を拡大

⇨上尾警察署交通課(☎773-0110)



駐車監視員(警察署長の委託を受けた法人の下で地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどを行う人)の活動地域が拡大しました。

- ▶活動開始日 3月1日(木)
- ▶活動時間 午前5時～午後10時
- ▶内容 駐車監視員は以下の地域を重点的に巡回し、放置車両の確認などを行う
- ▶活動地域(太字は今回の拡大地域)
- JR上尾駅東口周辺/上町一丁目、宮本町、仲町一・二丁目、柏座一丁目、**上町二丁目、愛宕一・二・三丁目**
- JR上尾駅西口周辺/春日一丁目、柏座一・二・三丁目、谷津一・二丁目、**富士見一・二丁目、西宮下一・二・三・四丁目**
- JR北上尾駅周辺/緑丘三丁目、**原新町、大字中妻、大字久保、大字上、大字西門前、浅間台一丁目、中妻一丁目**

税課税標準額が145万円以上の国保加入者とその人と同一世帯に属する人)は3割のままです。医療費が高額になった場合の自己負担限度額も、平成25年3月まで据え置きます。

●高齡受給者証を3月下旬に郵送 国の特別対策による凍結期間の1年間延長に伴い、70～74歳の国保加入者のうち医療費の自己負担が現在1割の人に、3月下旬に高齡受給者証を郵送します。





『上尾市健康カレンダー』を  
発行します

健康推進課

☎774-1411  
☎776-7305

平成24年度から、市の各種保健サービスを紹介する『上尾市健康カレンダー』（写真）を発行します。

これに伴い、平成23年度まで3・7・11月の年3回発行していた『予防健診一覧』は廃止します。これまでに『予防健診一覧』でお知らせしていた事業日程などは『上尾市健康カレンダー』に掲載します。

▼発行時期 4月(年1回)

▼内容 各年代で受けられる保健サービスの紹介と年間日程表

▼配布方法 『広報あげお』4月号と同時に配布 ※保健センター、市役所1階総合案内、各支所・出張所・公民館にも置いてあります。

上尾税務署からのお知らせ  
東日本大震災で  
被害に遭った皆さんへ

所得税の軽減・免除

⇒上尾税務署(☎770-1800)

自分や扶養親族が所有する資産が被害に遭った人は、確定申告の手続きを行うことで所得税の軽減・免除を受けられる場合があります。詳しくは、上尾税務署に問い合わせるか、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

※3月15日(木)までに電話で問い合わせる場合は、自動音声の案内に沿って「0」を押して、震災に関する手続きの相談であることを伝えてください。



子ども手当の申請は  
お済みですか

こども支援課

☎775-5120  
☎774-5342

昨年10月に子ども手当制度が変更され、10月分以降の手当を受け取るには、新たに申請が必要です。9月まで上尾市に子ども手当の登録があった人には、10月31日に申請書などの案内を郵送しました。まだ申請していない人は、3月31日(土)(郵

国保・後期高齢者医療制度加入者外来診療の高額療養費

⇒保険年金課(☎775-5125・☎775-9827)

これまで高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けた場合、1カ月の同一医療機関などの窓口負担が自己負担限度額以上になっても、いったんその額を支払っていましたが、4月1日(日)からは、限度額適用認定証などを提示することで、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります(下表参照)。

加入保険制度	年齢や非課税区分	事前の手続き	用意する物
国民健康保険(国保)加入者	・70歳未満の被保険者で国保税完納者 ・70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の被保険者	限度額適用認定証の交付申請を保険年金課(市役所1階8番窓口)で	限度額適用認定証
	70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯ではない被保険者	必要なし	高齢受給者証
後期高齢者医療制度加入者	住民税非課税世帯の被保険者	限度額適用認定証の交付申請を保険年金課(市役所1階10番窓口)へ	限度額適用認定証
	住民税非課税世帯ではない被保険者	必要なし	後期高齢者医療被保険者証

※健康保険組合や全国健康保険協会または共済組合などの加入者も同様の仕組みが導入されますが、詳細は各保険者へ問い合わせてください。

※現在、限度額適用認定証を取得している人は、あらためて申請する必要はありません。

※限度額適用認定証などを提示しない場合は、従来どおりの手続きです。高額療養費の支給申請をして、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日各保険者から支給されます。支給申請が不要な場合もあります。

※自己負担限度額は世帯の所得状況で複数区分に分かれていますので、保険年金課まで問い合わせてください。

▶申し込み 限度額適用認定証の交付申請は被保険者証を用意して、保険年金課(市役所1階、国保加入者は8番窓口、後期高齢者医療制度加入者は10番窓口)へ

送の場合は当日消印有効)までに提出してください。平成23年10月1日現在で、すでに受給要件に該当していた人は、3月31日までに申請すれば、さかのぼって平成23年10月分から受給できます。

※平成23年10月以降の出生や転入の場合は、申請した日の翌月分から支給されます。公務員は勤務先へ申請してください。  
▼提出場所 こども支援課(市役所2階⑤番窓口)か各支所・出張所



ひとり親家庭のお母さんへ 高等  
技能訓練促進費をご利用ください

こども支援課

☎775-5120  
☎774-5342

ひとり親家庭の母親の雇用の安定と就職を促進し、生活の負担を軽減しながら修業に関する知識・技能を習得するために養成機関で2年以上修業する場合に、高等技能訓練促進費を支給します。詳しくはこども支援課へ問い合わせてください。

▼対象 母子家庭の母親で、次の全ての要件を満たす人 / ①市内に住所があり、現に子どもを扶養している、②児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準である③養成機関で2年以上の課程を修業し、資格取得が見込まれる④就業または育児と修業の両立が困難であると認められる⑤今までに訓練促進費の支給を受けたことがない

▼対象になる資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

▼支給期間 修業期間の後半2分の1に相当する期間(上限18カ月)

●特例① 平成21年6月4日以前に入學し修業している人または3月31日(土)までに入學する人は修業する全期間 ※支給額は①市民税課税世帯(本人と同居の家族) / 月額7万5

00円②市民税非課税世帯(本人と同居の家族) / 月額14万1千円です。

●特例② 4月1日(日)〜平成25年3月31日(日)に入學する人は修業する全期間(上限3年) ※支給額は①市民税課税世帯(本人と同居の家族) / 月額7万500円②市民税非課税世帯(本人と同居の家族) / 月額10万円

▼申し込み 申請前に必ず事前相談をして、修業を開始した日以降に所定の書類を用意して、こども支援課(市役所2階⑤番窓口)へ  
※4月から支給を受けるには、4月中に申請手続きをしてください。

住宅用火災警報器の奏功事例

消防本部予防課 ☎775-11314  
☎775-22300

平成20年6月から、全ての住宅に、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられました。

昨今では設置普及が進み、市内でも次の奏功事例(住警器が作動して、火災被害の拡大を防いだと思われる事例)があります。

大切な命と財産を守るため、まだ設置していない住宅は、住警器を速やかに設置して万が一の火災に備えてください。

国民健康保険 加入・脱退などの届け出は14日以内に

⇨保険年金課 (☎775-5136・☎775-9827)

国民健康保険(国保)への加入・脱退などの届け出は自動的にはい行われません。就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。届け出には、異動の事実が確認できる証明書などが必要です。

	届け出が必要なとき	必要な物
加入	他市区町村から転入したとき	前年の所得が分かる物
	職場の健康保険をやめたとき、またはその扶養家族でなくなったとき	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)
	子どもが生まれたとき	国保保険証、母子健康手帳、金融機関の通帳、領収明細書
脱退	他市区町村へ転出するとき	国保保険証
	職場の健康保険に加入したとき、またはその扶養家族になったとき	国保保険証、加入した職場の健康保険証
その他	死亡したとき	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の通帳
	退職者医療制度の対象になったとき	国保保険証、被保険者期間計の入った年金証書
	住所・世帯主・氏名が変わったとき	国保保険証
	世帯が分かれた、または一緒になったとき	国保保険証
	国保保険証をなくした、または破損したとき	顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)

※外国籍の人が国保に加入(在留資格が1年以上ある場合)・脱退するときは外国人登録証明書も用意してください。  
※加入の届け出が遅れても国保の資格取得日は、他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は、資格取得日にさかのぼって課税されます。  
※脱退の届け出が遅れても、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国保税は、国民健康保険の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は、国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還してもらうことがあります。

●天ぷら鍋から出火! 台所のガス

コンロに鍋をかけたままその場を離れ、油が過熱して出火し台所の住警器が作動した。居住者は警報音に気づき、ぬれたバスタオルを鍋に掛けて消火し、119番通報した。

●たばこの不始末で火災! 共同住

宅2階の居住者が、寝室で寝ていたところ、住警器の作動で目が覚め、隣の居室から出火しているのを発見した。居住者は出窓から避難し、1階住民に通報を依頼した。



**東日本大震災により避難している住民の皆さんの特定健康診査・後期高齢者健康検査**

保険年金課管理担当 0775-5136  
 高齢者医療担当 0775-5125  
 0775-98827

福島県の一部の市町村では、東日本大震災により他地域に避難している国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は、避難先でも「特定健康診査」「後期高齢者健康検査」を受けることができます。

▼対象 国民健康保険か後期高齢者医療制度の加入者で、次の市町村に住民登録があり、住民票を異動しないで他地域に避難している人

- 白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、湯川村、会津美里町、西郷村、石川町、玉川村、古殿町、広野町、楢葉町、葛尾村、新地町

▼受診期間 3月31日(土)まで  
 ▼手続き ①避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をする(電話も可)②市町村から受診券、健診実施機関リスト、昨年度の健診結果(昨年受けた人)が郵送される③②で郵送された物を持って、健診実施医療機関で受診する

▼検査内容 特定健診の基本項目に沿った血圧測定・尿検査・血液検査など

※心電図、眼底検査、貧血検査は医師が必要と認めるときに行います。  
 ※市町村で独自に追加している項目やがん検診などは除きます。

**市税の納付は  
安心・便利な口座振替で**

納税課 0775-5135  
 0775-9846

左表の申込期限までに口座振替依頼書で申し込みをすれば、第1期から口座振替での納付が可能になります。口座振替依頼書については納税課に問い合わせてください。

締め切り間近の申し込みの場合には、各税の納税通知書と併せて納付書が郵送されてしまう場合があります。二重納付に注意してください。

**税目別申込期限**

税目	申込期限(第1期)
固定資産税	4月16日(月)
軽自動車税	4月16日(月)(全期)
市・県民税	5月18日(金)
国民健康保険	6月15日(金)

**東日本大震災に伴い、上尾市に避難している皆さんへ**

東日本大震災に伴い青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県から上尾市に避難している人を対象に行っている次の支援は4月以降も継続します。  
 ※すでに支援を受けている人は手続き不要です。

**■アッピーフリーパスの発行**

⇒市民安全課(☎775-5138・☎775-9927)

市内循環バス「ぐるっとくん」の無料乗車券と健康プラザわくわくランド無料入場券を合わせた「アッピーフリーパス」を発行します。すでに発行された券の有効期限は3月31日(土)ですが、引き続き平成25年3月31日(日)まで利用できます。

▶申し込み 申請書(市民安全課<市役所4階>にある)、本人が確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)、利用者の写真(縦3×横2.4寸)1枚(本人が窓口に来られる場合は、なくても可)を用意して、直接市民安全課へ



アッピーフリーパス

**■水道料金・下水道使用料の基本料金の減免**

⇒水道部業務課(☎775-5161・☎775-9041)  
 下水道課(☎775-9302・☎775-9906)

▶対象 避難のために市内に居所を置く世帯と避難者を受け入れている世帯  
 ※すでに減免されている世帯は、引き続き継続します。

▶申し込み 減免申請書(水道部業務課<上尾村1157水道部庁舎内>か下水道課<市役所6階>にある)、りさい証明書、運転免許証など被災地に住んでいたことが分かる書類(書類が用意できない場合は問い合わせてください)を用意して、直接水道部業務課か下水道課へ





## 「こいのぼり」をお譲りください!

⇒市観光協会 ☎775-5917  
☎775-5024

市観光協会では、5月5日(祝)の「こどもの日」に合わせて、上平公園と上尾丸山公園でこいのぼりを掲揚しています。こいのぼりは全て市民の皆さんの寄付により集められたものですが、大きなこいのぼりが不足しています。不用になった4歳以上のこいのぼりがありましたらお譲りください。

▶受付場所 市観光協会(谷津2-1-50プラザ22内)



上尾丸山公園に掲げたこいのぼり(昨年)

### 介護保険料の納め忘れはありませんか

高齢介護課 ☎775-5127  
☎776-8872

65歳以上の人(第1号被保険者)の平成23年度の介護保険料は2月29日が最終納期限でした。納付書で納めている人は納め忘れがないか、もう一度確認してください。

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料を納めていない状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法や自己負担額が次のとおり変更になる場合があります。

#### ●1年以上滞納した場合

サービス利用料をいったん全額支

払うようになります。後日、市に申請すれば9割分を払い戻します(償還払い)。

#### ●1年6カ月以上滞納した場合

サービス利用料の払い戻し(償還払い)9割分の給付を一時差し止めます。その後も滞納保険料を支払わないと、保険料滞納部分の納付に充てられます。

#### ●2年以上滞納した場合

サービス利用料の自己負担額が1割から3割になります(償還払いでも払い戻しは7割だけ)。自己負担額が3割になる期間は、保険料の納付状況により異なります。高額介護サービス費の支給は受けられなくなります。

#### 納付が困難な場合は早めに相談を

介護保険料を滞納すると、給付の

## 自宅で手続きできます! 電子申請サービス

⇒IT推進課(☎775-5113・☎775-9921)

自宅や事業所のパソコンから「電子申請・届出サービス」に接続して、各種申請をインターネットで行えます。

「水道使用開始届」「水道利用中止届」「妊娠届」「犬の新規登録・狂犬病予防注射済票交付申請」など多くの手続きが利用できます。今後も数多くの申請に対応する予定です。

利用は市ホームページトップページ左側メニューの「電子サービス」-「電子申請」リンク、または電子共通申請トップページ(<https://denshi.pref.saitama.lg.jp/>)から接続できます。

操作方法で不明な点はコールセンター(☎0570-00-5353、IP電話の場合は092-711-5815<土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時>)へお問い合わせください。

制限を受ける場合があります。納付期限は必ず守るようになっています。納付は、特別な事情で納付が困難な場合は、高齢介護課保険料担当(市役所2階③番窓口)に相談してください。

### 介護保険料Q&A

**Q** 介護保険料は年金天引きになると聞いていましたが、納付書が送られてきました。なぜですか?

**A** 介護保険料は、年金の受給開始と同時に年金天引き(特別徴収)になります。年金を受給し始めてから半年~1年後に、年金天引きになります(生年月日や年金受給開始時期などにより異なります)。そのため、年金を受給している人でも65歳になった年度の介護保険料は、納付書が口座振替による納付(普通徴収)になります。

**Q** 転入前の住所地では年金天引きでしたが、今後も継続されますか?

**A** 転入した場合は年金天引きは継続されません。翌年度から再開します。それまでの間は普通徴収になります。

**Q** 以前は年金天引きでしたが、中止されたのはなぜですか?

**A** 次のいずれかに該当すると、年金天引きはできません。①年金の受給が停止した②年金受給権を担保に融資を受けている

**Q** ことし65歳を迎えますが、介護保険料の納付方法は変わりますか?

**A** 64歳までの介護保険料は、加入している健康保険(国民健康保険、健康保険組合など)の保険料に含まれていましたが、65歳以上では、健康保険料と介護保険料は別々に納付することになります。



# 国民年金 こんなときは届け出を

⇒保険年金課(☎775-5137・📠775-9827)

大宮年金事務所(さいたま市北区宮原町4-19-9、☎652-4739・📠652-4700)

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人全員が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は3つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

## ①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

こんなとき	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、印鑑
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは不要		
海外に転出する	国民年金をやめる		年金手帳、印鑑
	任意加入	保険年金課(市役所1階9番窓口)	・国内に協力者(家族など)がいる場合 →年金手帳、印鑑 ・協力者がいない場合 →年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたいとき	任意加入(60~65歳)		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更するとき	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付		本人を確認できる物、印鑑
保険料を納めるのが困難なとき	免除申請(全額・一部納付)	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例申請		年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

## ②第2号被保険者(厚生年金や共済組合などに加入している会社員・公務員)

こんなとき	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、資格喪失証明書、離職証明書などの退職の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

## ③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

こんなとき	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者の資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生(共済)年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課(市役所1階9番窓口)	年金手帳、資格喪失証明書など配偶者の退職が証明できる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳、資格喪失証明書、印鑑

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

## 6月1日採用予定 市職員を募集

⇒職員課(☎775-5112・📠775-9819)

- ▶職種と採用予定人員 看護師/2人、保育士/2人
- ▶受験資格 採用職種により条件が異なる  
※詳しくは市ホームページか『受験案内』をご覧ください。
- ▶試験日 第一次試験/3月24日(土)
- ▶試験内容 公務員として必要な知識について活字印刷文による教養試験・作文試験と専門試験

- ▶申し込み 申込書に必要な書類を添付して、3月9日(金)・12日(月)午前9時~午後4時に申し込んでください。  
※必要書類、受付場所などは、市ホームページまたは『受験案内』をご覧ください。
- ※申込書(『受験案内』)は職員課(市役所4階)、各支所・出張所、図書館本館にあります(市ホームページからダウンロード可)。